

国立大学法人東京外国語大学田沢湖 高原研修施設使用細則

〔 昭和46年 4月 1日 〕
制 定

改正 昭和49年 4月 1日 昭和51年12月 1日
昭和53年 2月 1日 昭和54年10月22日
昭和57年12月 1日 昭和59年 7月 1日
平成元年 4月28日 平成元年 7月 1日
平成 5年 4月 1日 平成 7年 4月28日
平成 8年 9月10日 平成 9年 4月15日
平成10年 4月20日 平成11年 4月19日
平成13年 4月 1日 平成14年 7月22日
平成15年 3月28日規則第18号 平成15年 6月 2日規則第40号
平成15年 7月30日規則第43号 平成16年 4月 1日規則第163号
平成17年 3月01日規則第 6号 平成20年 3月25日規則第25号
平成24年 3月13日規則第 4号 平成24年 6月26日規則第105号

第1条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学福利厚生施設規程第6条の規定に基づき、東京外国語大学田沢湖高原研修施設（以下「研修施設」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

第2条 研修施設は教員の指導による本学学生の研修の場として使用するものとする。

2 前項の使用に支障のない限り本学学生及び教職員の使用を許可する。

3 その他学長が許可した者の使用を認めることがある。

第2条の2 研修施設の標準開業期間は、次の期間とする。

- (1) 4月下旬から5月中旬
- (2) 8月上旬から9月下旬
- (3) 12月下旬から3月下旬

第3条 研修施設の使用を希望する者は、所定の申込書を学生課又は管理人に提出するものとする。

2 使用の承認を得たときは、使用日当日に利用経費、食事代及び入湯税を管理人に納入して許可を受けるものとする。

3 申込みは、使用日の4か月前から受け付ける。

4 1回の使用期限は、原則として5日以内とする。

5 使用の承認を受けた者が使用の内容を変更したい場合には、学生課又は管理人にすみやかに申し出るものとする。

6 利用経費（1泊1人あたり）及び食事代（1食1人あたり）は、次のとおりとする。

区 分		学 内 者		準学内者	学 外 者	協定校関係者	
		学 生	教 職 員			学 生	教 職 員
利用経費	大 人	1,000円	2,000円	3,400円	4,800円	1,200円	2,400円

	小学生以下	-	-	-	3,400円	-	-
暖房費（10～5月）		200円				200円	
入 湯 税		150円				150円	
食 事 代	朝 食	600円				600円	
	夕 食	大人用	1,400円			1,400円	
		子供用	-	1,000円		-	
<p>備 考</p> <p>1 準学内者とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 本学学生の保護者</p> <p>(2) 本学卒業生</p> <p>(3) 退職教員及び過去に本学の教職員であった者</p> <p>2 協定校関係者とは、別に定める協定校一覧の学生及び教職員をいう。</p> <p>3 学外者とは、学内者及び前2項に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>4 他大学（協定校を除く）、高校、専門学校等の者が研修及び合宿を目的とし、延べ15泊以上する場合は、利用経費を通常の50%とする。</p> <p>5 入湯税は、田沢湖町入湯税条例第4条に基づき、1人1日について徴収されるものである。ただし、同条例第3条第1項に基づき、12歳未満の者の入湯税は、徴収されない。</p> <p>6 利用経費及び食事代には消費税を含む。</p>							

第4条 キャンセル料は、次のとおりとする。

当日	利用経費の100%
前日	利用経費の30%
2日～3日前	利用経費の20%
4日前まで	無料

2 同一使用者が連泊する場合は、第1泊目のみを対象とする。

第5条 研修施設を利用する者は、この細則及び別に定める使用心得を守り、管理人の指示に従わなければならない。

第6条 管理人は、次に掲げる者について、その使用を拒否し、また退去を求めることができる。

- (1) 使用許可期限を守らない者
- (2) この細則及び別紙使用心得を守らない者

(3) 管理人の指示に従わない者

(4) 使用許可内容を故意に変更した者

第7条 故意又は重大な過失により、建物及び備品等を損傷又は紛失した者は、これによって生じた損害を弁償しなければならない。

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年2月1日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和54年10月22日から施行し、昭和54年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月28日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月28日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年9月10日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月15日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月20日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月19日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月22日から施行し、平成14年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月2日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年7月30日から施行する。ただし、施設使用料については、平成15年4月1日から適用する。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京外国語大学田沢湖高原研修施設使用規程第3条に定める利用経費の小学校入学の前の者に対する取扱について（昭和46年12月23日制定）は、廃止する

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年7月1日から施行する。